

# 歴史的な視点から 少年非行を考える

—戦前期の少年非行を中心として—

# 本日の講演内容

戦前期少年非行の  
定義と概要

明治・大正期の少  
年非行

昭和初期の  
少年非行

まとめ

**少年非行の  
定義と概要**

**明治・大正期の  
少年非行**

**昭和初期の  
少年非行**

**まとめ**

# 本講義における少年非行史（戦前期日本）のポイント

- ・ 社会情勢の変化とメディアの発達  
戦争や景気の影響と新聞メディアを中心とした少年非行現象への注視と報道
- ・ 子どもに対する価値観の高まりと矯正・保護  
可塑性・教育可能性を含んだ非行少年観と鑑別
- ・ 少年非行に対する原因論の変遷  
社会的不安と精神医療化

# 戦前期の未成年者の責任能力（旧刑法）

- ・「罪を犯す時一二歳に満たざる者は其罪を論ぜず但満八歳以上の者は情状に因り満一六歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置することを得」（第七九条）
- ・「罪を犯す時満一二歳以上一六歳に満たざる者は其所為是非を弁別したると否とを審案し弁別なくして犯したる時は其罪を論ぜず但情状に因り満二〇歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置することを得。若し弁別ありて犯したる時は其罪を宥恕して本刑に二等を減ず（八〇条）
- ・「罪を犯す時満十六歳以上二〇歳に満ざる者は其罪を宥恕して本刑に一等を減ず」（第八一条）



12歳未満は責任無能力者、12歳以上16歳未満を相対的責任無能力（是非の弁別の有無による）、16歳以上20歳未満は責任能力を認め、法律上で減刑、20歳以上は責任能力あり。

# 戦前期の非行少年の定義

## 感化法第5条

- 一、満八歳以上十八歳未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ不良行為ヲ為ス虞アリ且適當ニ親権ヲ行フモノナク地方長官ニ於テ入院トミトメタル
- 二、十八歳未満ノ者ニシテ親権者又ハ後見人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者
- 三、裁判所ノ許可ヲ經テ懲治場ニ入ルヘキ者

## 旧少年法

第1条：本法ニ於テ少年ト称スル八十八歳ニ滿タサル者ヲ謂フ

第4条：刑罰法令ニ觸ルル行為ヲ為シ又ハ刑罰法令ニ觸ルル行為ヲ為ス虞アル少年...（後略）

# 戦前期日本の非行少年問題の概要

- **明治期**（感化法など）

学生・女学生の墮落（風紀問題）、浮浪少年、硬派不良少年

- **大正期**（旧少年法など）

軟派不良少年、不良少女、苦学生の墮落、ジゴマ式不良少年

- **昭和期**（少年教護法、矯正院法など）

職業少年（小僧）、少年工、不良学生

**戦前期少年非行の  
定義と概要**

**明治・大正期の少  
年非行**

**昭和初期の  
少年非行**

**まとめ**



# 明治期の少年非行

## 1 . 学生の風紀問題

- 学生墮落問題
- 男女学生交際問題
- 試験病
- 児童飲酒問題
- 女学生の墮落問題（女性の社会進出）
- 学校問題（教師対生徒） など

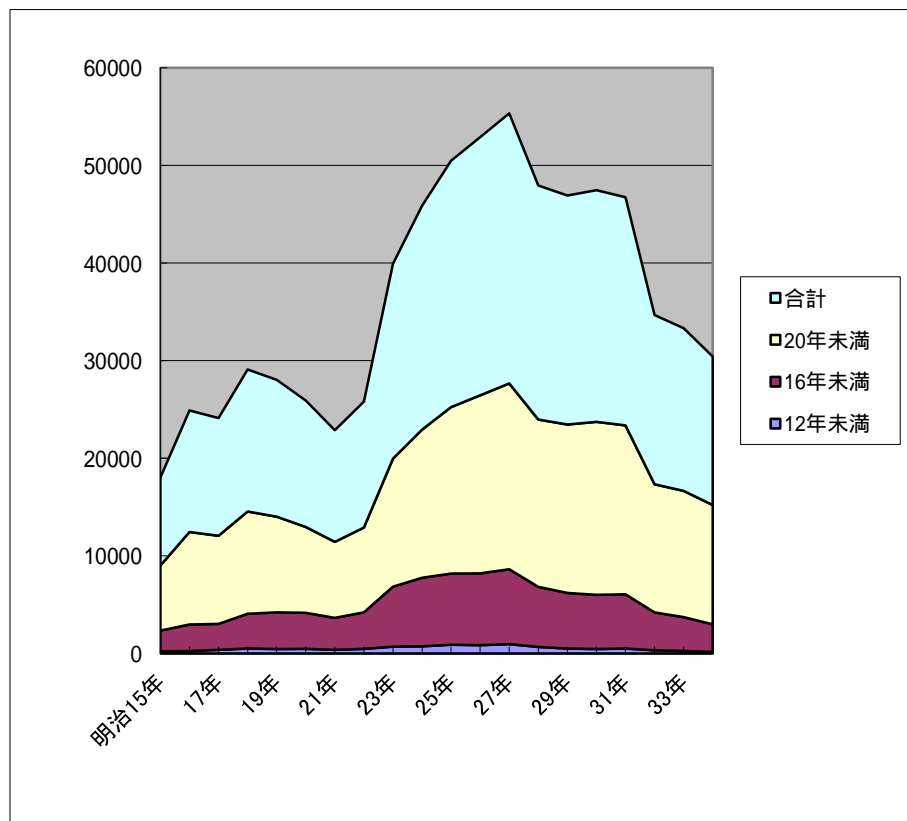
## 2 . 明治期の未成年犯罪者

明治27年が、日本と清国が交戦した日清戦争にあたる。  
社会状況を過敏に反映することが確認できる。

未成年犯罪者の「刑事裁判に附されたる者」の累年増減表

	12年(歳)未満	16年(歳)未満	20年(歳)未満	合計
明治15年	228	2117	6671	9016
16年	248	2725	9476	12449
17年	380	2653	9028	12061
18年	511	3559	10478	14548
19年	459	3756	9804	14019
20年	479	3690	8796	12956
21年	376	3275	7787	11437
22年	474	3740	8687	12901
23年	702	6146	13115	19963
24年	735	7024	15173	22932
25年	901	7291	17054	25246
26年	853	7359	18238	26450
27年	960	7674	19036	27670
28年	673	6159	17142	23974
29年	508	5697	17256	23461
30年	460	5551	17723	23734
31年	508	5555	17309	23372
32年	325	3886	13125	17336
33年	264	3466	12934	16664
34年	159	2828	12224	15211

(注) 小河滋次郎「未成年犯罪者の処遇」より作成



# 感化院の設立

1884（明治17）年に池上雪枝が大阪で神道祈禱所を私設感化院としたことをかわきりに民間の感化院の設立が相次いだ。

設立年	場所	施設名	創設者	宗派	経過	備考
1884(明治17)	大阪市	池上感化院	池上雪枝	神道	閉鎖	経営難に陥り明治19年に挫折
1885(明治18)	東京市	東京(予備)感化院	高瀬真卿	石門心学	錦華学院	水戸神道と石門心学折衷の東洋思想にたつ家族主
1886(明治19)	千葉県	千葉感化院	千葉県仏教各宗寺院連合	仏教	成田学院	千葉県監獄教誨師等が發起人となる
1889(明治22)	岡山市	岡山感化院	千輪性海	仏教	閉鎖	対キリスト教であり、大工職を中心とした実業教育
1889(明治22)	京都市	京都感化保護院	教誨師	仏教	備作恵済会感化院に吸収	少年のほかに免囚保護を含めた活動を展開
1889(明治22)	大阪市	感化保護院	森祐順	仏教	保護会	職業紹介家庭連絡を中心とした活動
1891(明治24)		高松感化保護院			讃岐修斉会	
1891(明治24)		広島感化保護院			広島感化院	
1897(明治30)	四日市市	三重感化保護院	山岡作蔵		閉鎖	警察官としての職務経験から実科を含めた教育を展開
1899(明治32)	東京市	東京巣鴨家庭学校	留岡幸助	キリスト教		実業・宗教・体育を教育の中心として活動
1900(明治33)					感化法制定	

(注)重松一義『少年懲戒教育史』より作成

# 明治期の少年非行研究

## 本格的な非行少年の研究は明治30年代以降

34年(1901年)	『欧米感化法』	内務省訳	警醒社書店
35年(1902年)	『開明諸国に於ける感化事業』	アーム・エム・パレット	警醒社書店
36年(1903年)	『未成年犯罪者の処遇』	小河滋次郎	
36年(1903年)	『欧米不良少年感化法(第一編)』	伊東思恭	文明堂
39年(1906年)	『感化術(全)』	伊東思恭	東京書院
41年(1908年)	『欧米の感化事業、米国の模範感化院、都市の救済問題、少年自治団』	内務省地方局	内務省地方局
41年(1908年)	『感化救済小観(其一)』	内務省地方局	内務省地方局
41年(1908年)	『欧米不良少年感化法(第二編)』	伊東思恭	沙村書房
41年(1908年)	『英米獨佛に於ける不良児保護に関する法規』	内務省地方局	内務省地方局
42年(1909年)	『感化救済事業講演集(上・下)』	内務省地方局	内務省地方局
42年(1909年)	『救済制度要義』	井上友一	博文館
42年(1909年)	『小学校に於ける成績不良児教育法』	脇田良吉	修学堂書店
43年(1910年)	『感化救済事業と警察』	有松英義	内務省地方局(非)
43年(1910年)	『感化救済事業要綱』	井上友一講	内務省地方局(非)
43年(1910年)	『不良児教育法』	乙竹岩造	目黒書店
43年(1910年)	『感化救済小観』	内務省地方局	内務省地方局
44年(1911年)	『保護教育』	上田久吉	宝文館
44年(1911年)	『盗癖児五十日教育』	脇田良吉	京都府教育会
44年(1911年)	『都市農村の改良と感化救済事業』	小橋一太講	内務省地方局(非)
44年(1911年)	『感化救済事業概要』	内務省地方局	内務省地方局
45年(1912年)	『不良少年』	ウイリアム・モリソン	警醒社書店
45年(1912年)	『未成年犯罪者に対する刑事制度の改良に就て』	小河滋次郎	

# 例：留岡幸助の少年非行研究

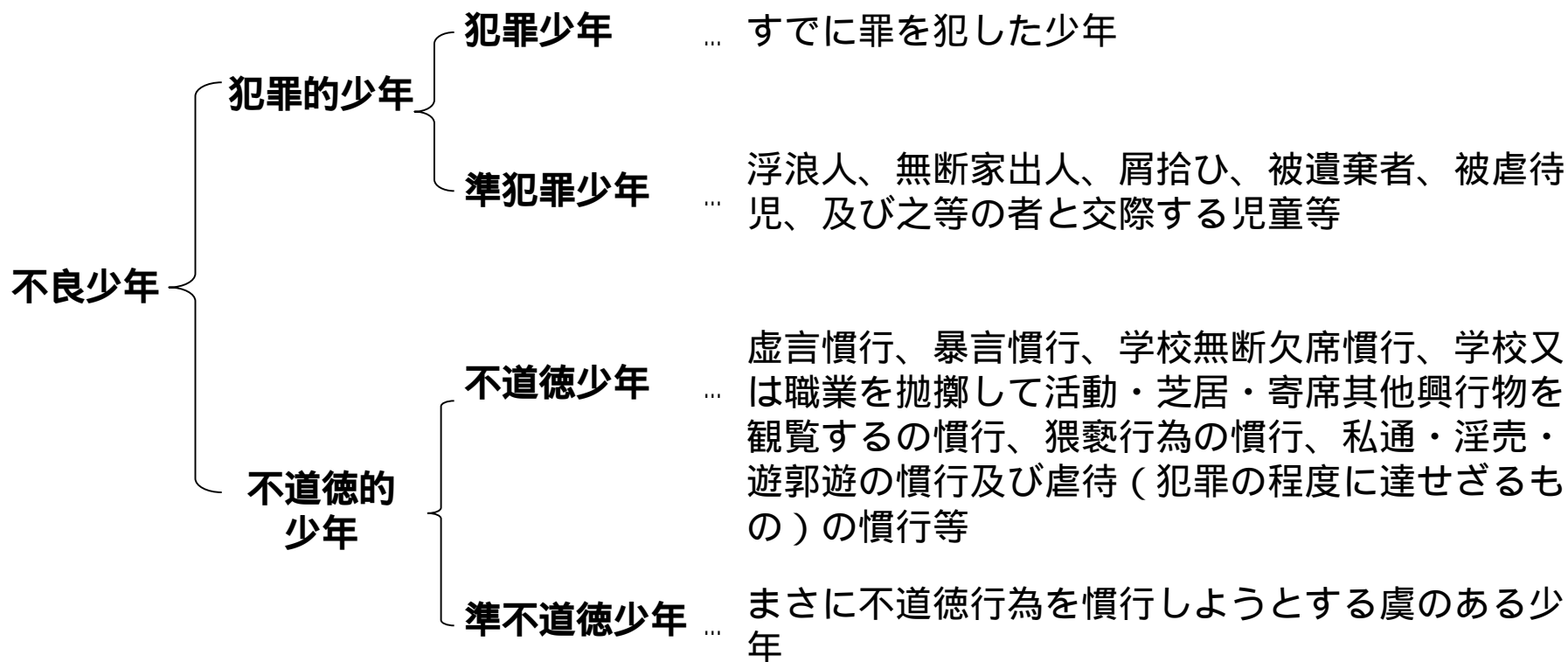
- ・「不良少年と云うものは、多くは**家庭の欠陥**から出来たもので、境遇の罪もあるが、就中家庭と云う狭い意味の境遇が、彼等をして知らず知らず不良に陥らしめた」（留岡1909:9）

- ・「近来新聞雑誌の伝ふる所に拠れば、悪書生、不良少年の増殖せるを警告すること頻繁なりと雖も、卑見を以てすれば、悪書生又は不良少年の、近時に至りて多きは、特に此頃暴殖せるが為ならず。一は以て**新聞記者**たるものが、不良子弟の行動に注目するに至りたると、二は以て**警察官**の**嚴重に之を監督するに至りたると**、三は以て**父兄**が**不良子弟の教養に、更に一層の注意を払うに至りたると**の三原因に帰着せざる可らず。従来も不良子弟は、今日の如く現はれざりしと雖、世人も留意今日の如く現はれざりしが為而已」（留岡1906:2）

# 大正期の主な非行少年観

- ・ アメリカの新教育制度の導入と保護されるべき「不良少年」
- ・ 大正期の物価上昇や日露戦争後の恐慌による本格的な失業が都市貧民層の拡大を招く。  
社会事業家であった有賀豊彦が（1915）「不良少年の製造所」と指摘。
- ・ 進学率の上昇と学制援助会の組織化による受験生の増加  
苦学生の墮落問題
- ・ 硬派不良少年（集団行動）から軟派不良少年（個人行動）へ
- ・ 「不良少女」の台頭

# 大正期の非行少年の類別



〔注〕鈴木實一郎『不良少年の研究』より作成

# 大正期非行少年の類別

## 「硬派不良少年」

「男性的」・「因襲的性行」による

- ・封建制度の遺物
- ・集団行動が中心
- ・美少年に対する「鶏姦」 「稚子」関係

## 「軟派不良少年」

「女性的」・「文明の進歩」による

- ・日露戦争後の「軟文学派」の勃興より顕現。外面は真面目であるが、性質は陰険で利己的
- ・単独行動が中心
- ・「貧富二様」の差異がある
- ・女子を誘惑

<大正期になると>

- ・「稚子」の売買
- ・「義侠的精神」の喪失
- ・喧嘩による金品の強奪
- ・「男色」から「女色」



- ・地方出身の一部が以前の精神を継承

## 「浮浪少年」

・犯罪により生活する者と生業があるように装う者

- ・窃盗が中心

・「学説芸術」... 「軟文学派」・「活動写真」の影響

・「家庭」... 甘い家庭教育

・「社会」... 「遺棄」・「宗教心」がない・「朋友の制裁」がない・「教師の徳」がない・「師道の頽廃」など



# 「硬派不良少年」



# 「軟派不良少年」



# 不良少年団

不良少年団には「団長」が存在し、その下には「副団長」が一名もしくは数名おかれ、それぞれが十数名の部下を従えていた。この部下たちは、不良少年のなかで「少年」と呼ばれ、他団体の「少年」が縁日などで顔を合わせる時には、互いに団長の名を冠として「誰々の少年である」というかたちで名乗りあっていた。

また、団体によっては、団長や団員および団員の相互間の行動や会費の支出、不良行為によって得た「金品の分配方法」「不良行為」「集合解散」「武力の錬磨」「制裁」などに関して規定を設け、この規定に基づいて行動する団体も存在した。



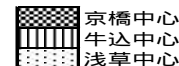
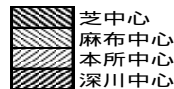
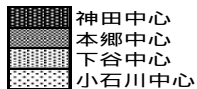
当時の「硬派不良少年」は、地方出身者が中心となっていた状況を考慮すると、出身地の「若者条目」などの集団規約が「不良少年団」の「規約」に反映されていたと思われる。さらに、各団体は「侠客」や「博徒」の縄張りのように独占的な地域を有しており、集合や徘徊する場所もこの地域の夜店や縁日などであった。

- 1 . 本会を何々会と名づけ本部を何処に置く
- 2 . 会員たらんとするものは会員二名以上の保証を以て詮議の上入会を許す
- 3 . 会員の行動に就て他人に洩したるものは退会を命ず
- 4 . 会員の行動に就ては会員以外のものには一切秘密とすべし
- 5 . 会員の一人が他人に侮辱されたる時は連帯責任を以て復讐すべし
- 6 . 会員にして卑怯の振舞あるか又は会員の名誉を汚損するものある時は制裁を加ふ
- 7 . 会員は会費として毎月金拾銭を納むべし

# 東京市の「不良少年団」

団体名	「勢力範囲」	人員(約)	「存立年間」																			
			明治												大正							
			31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	元年	2年	3年	4年	5年	
東櫻倶楽部	神田、本郷	300	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
白袴隊	芝公園以北	100		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
東北青年義団	神田、本郷	150~160	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
京橋組	京橋全部	160	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
芙蓉義団	本郷、下谷	200		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
品川組	品川、芝三田	60		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
正義団	下谷、浅草	250		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
鹿児島派	神田	90	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
大分組	神田	60	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
神田倶楽部	神田	60~70	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
龍門会	赤坂	50		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
朝日倶楽部	下谷	50		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
博愛会	本郷	40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
赤心倶楽部	本所、深川	80~90	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
蜻蛉組	小石川	70~80		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
愛宕下連	芝愛宕	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
三田倶楽部	芝三田	50		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
金杉組	芝金杉以南	50		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
四谷倶楽部	四谷、赤坂	80~90		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
愛国立志会	芝豊岡町	40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
神風連	麴町、芝	70		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
麻布組	麻布	50~60		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
溜池壽商会	赤坂	40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
堂摺連	麻布	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
血青団	小石川、下谷	50		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
弥生団	神田	60	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
嘯風義団	本郷、下谷	70		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
電義団	京橋、日本橋	80		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
千鳥会	芝、麻布	40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
亀倶楽部	麻布	40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
新堀組	芝	50		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
棹組	小石川、本郷	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
野球倶楽部	牛込	40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
ピンピン倶楽部	小石川	30~40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
因幡義団	京橋	50		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
流星義団	京橋	50		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
紫紅会	京橋、日本橋	60		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
愚連隊	芝	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
品川連	品川	40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
芝連	芝	30~40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
慈恵会	芝	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
芝愚連隊	芝	30~40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
奇勇倶楽部	芝	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
フレンド	赤坂	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
天下之自由党	浅草	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
血櫻義団	深川	40		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
タイガー倶楽部	牛込	30		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		

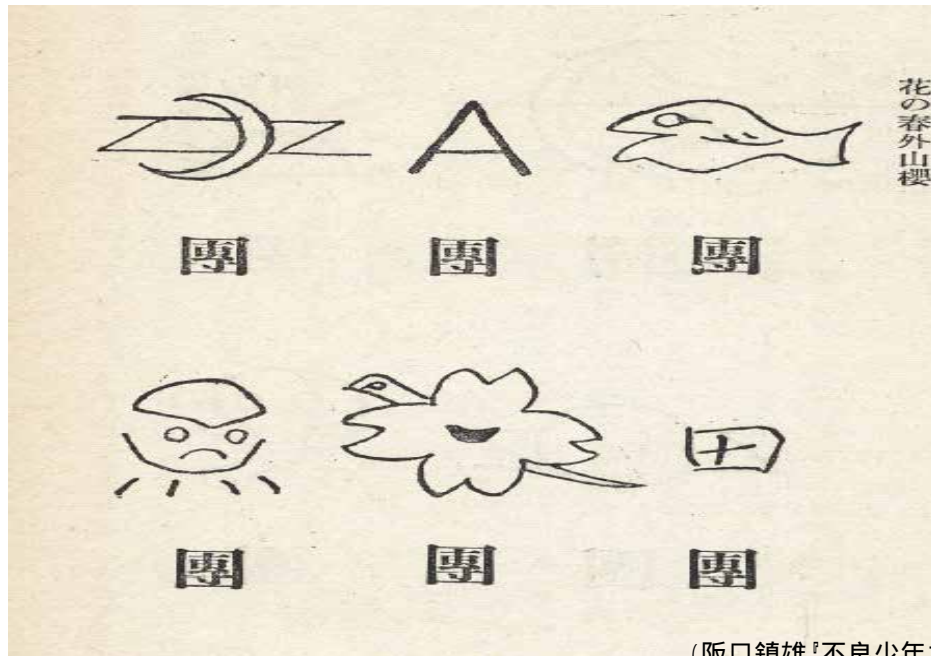
(備考)



(注) 1. 阪口鎮雄「不良少年之研究」より作成

# 「不良少年団」の記号と凶器

その内部では各集団で「服装、身体、言葉」によって「団の象徴」を表した。具体的には「下駄、帯、バンド、帽子、腕時計、爪の切り方、所持品、服装の整え方、マーク、金歯、刺青」などによって「不良少年団」を区別した。



(阪口鎮雄『不良少年之研究』より)



# 非行少年の生活実態



阪口鎮雄『不良少年之研究』より

窟巢の年少良不るけ於に原河住千